平成２４年（フ）第５０１１号
大阪市生野区巽南３丁目10番23―406号
債務者　川岸　　徹
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５３号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目16番15号サニーコーポ201
債務者　澁谷奈津江
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５７号
大阪市此花区春日出南２丁目４番３号　大永マンション103
債務者　髙田　茂夫
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４号
北海道檜山郡上ノ国町字大留41番地
債務者　藤谷　　晃
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第４３１号
神奈川県秦野市上大槻1111番地
債務者　髙**橋**　　守
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６８号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目30番８号　第11明智ビル101号、前住所神奈川県平塚市富士見町11番20―105号　メゾン・ド・コアⅡ番館
債務者　千葉　節子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９０号
神奈川県小田原市国府津2364番地　県営国府津団地６号棟101号
債務者　宮本枝利子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５６号
新潟市北区新崎２丁目７番39号
債務者　吉田　　亮
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３９号
新潟市西区五十嵐下崎山242番地
債務者　原　　幸一
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９０号
新潟市西区五十嵐２の町8778番地　シャレーハイブリッド202号
債務者　堀井　基史
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４９号
新潟市中央区日の出３丁目７番１号　パレ・ドール日の出新潟510号、前住所新潟市秋葉区新津東町２丁目３番11号　レオパレスはるか205号
債務者　澤田　明宏
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６１号
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営住宅315号
債務者　渡部　三郎
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６９号
新潟市秋葉区山谷町２丁目４番５号
債務者　稲月　和広
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１５号
新潟県村上市下相川907番地１　ルミエール204
債務者　太田　重勝
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２２号
新潟県村上市松喜和2188番地13
債務者　管原　　翔
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１３１号
愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―202号
債務者　佐々木冬美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９８号
香川県東かがわ市湊871―１　ヴィレッジ・タイコウⅠ棟、住民票上の住所香川県東かがわ市横内214番地１
債務者　セルフうどん学家こと　中石　　学
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係